

○名寄市立大学学生寮規程

平成18年 7 月 5 日

改正 平成20年3月17日

平成30年6月 6日

(目 的)

第1条 この規程は、大学学生寮条例施行規則（平成18年名寄市規則第70号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、大学学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理運営等)

第2条 学生寮の管理運営に関する基本的な事項は、学生部及び学生委員会において審議する。

2 学生部長は、学生寮の維持運用等を掌理する。

(維持保全経費)

第3条 学生寮の管理及び維持保全経費は、大学が負担する。

(寮生負担経費)

第4条 規則第7条に規定する 諸経費の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 電気使用料
- (2) 電話通話料
- (3) 電話基本料
- (4) 上下水道使用料
- (5) 暖房、給湯費

2 諸経費の納付は、規則第8条の規定を準用する。

(承認を要する行為等)

第5条 学生寮内における寮生の活動は「名寄市立大学学生生活規程」を準用する。

(寮生活)

第6条 寮生は、学生寮規程にしたがい、自主的運営に必要な規約をもうけ、学生部長の承を得なければならない。

(寮生以外の外泊禁止)

第7条 学生寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、学生部長が認めた場合に限り、母親及び姉妹等女性のための宿泊を認める。

(退寮措置)

第8条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、学生部長は速やかに退寮させることができる。

- (1) 本学学生の身分を失ったとき。
- (2) 医師により、健康上集団生活に支障をきたすと判断されたとき。
- (3) 2ヶ月以上にわたり、使用料または諸経費の納付を怠ったとき。

(4) その他管理運営上、著しく支障をきたす行為があったとき。

(退寮時の点検)

第9条 退寮する者は、居室その他居室に付属する設備及び備品等について、学生部長が指定する者の点検を受け、その指示に従うこととする。

(委 任)

第10条 この規程の施行について、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日適用する。

(廃 止)

2 市立名寄短期大学学生寮規程（平成7年12月20日施行）は、廃止する。

附 則（平成20年3月17日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月6日）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。